

歴史にかかわる法令についての考察

——「記憶法」を中心に——

田 上 雄 大

はじめに

- 一 「記憶法 (memory laws)」とは何か
- 二 「記憶法」の分類
- 三 「記憶法」にかかわる論争
- 四 「記憶法」の強度
むすびにかえて

はじめに

法令のなかには、歴史に対して特定の見解を表明したり、反対の見解に対して罰則を規定したりすることで、直接的または間接的に特定の歴史観を正当なものとするものがある。こういった法令は、「客観的意味がある」歴史^①と主観的意味がある「記憶^①」とが混じり合っていることから奇異なものといえる。なぜなら、一つしか存在しえない「歴史」に対して、集団ごとに存在する「記憶」のうちの一つが法令を通して影響を及ぼそうとするからである。^②

こういった歴史観に少なからず関係する法令に対する呼称として、「記憶法 (memory laws)」というものが存在する。「記憶法」のもともとの語は、フランスで特定の法令を指すために生まれたものである。それゆえに、我が国では、フランス法研究者をはじめとして、フランスを研究対象とする研究者によってこういったフランスにおける「記憶法」が取り上げられてきた。

近年、この「記憶法」という概念は、フランス以外の国でも扱われるようにもなり、そして、より普遍的な用語として用いられるようになっていく。しかし、この意味での「記憶法」は、我が国においてあまり取り上げられていないように思われる。

本稿では、この「記憶法」について、その概要を紹介するとともに、その特徴を分析することで、「記憶法」そのものの強度について考察するものである。

なお、本稿において、特定の歴史的出来事の有無については言及しない。それは、本稿の目的が「記憶法」について論ずることであり、歴史的出来事の有無や正誤について論ずることではないからである。

一 「記憶法 (memory laws)」とは何か

(一) 「記憶法」の概要

まず「記憶法」という語は、比較的に新しいものである。「記憶法」という語が直接その名称に含まれている法律としては、たとえば、スペインの「歴史記憶法 (Ley de Memoria Histórica)」⁽³⁾が存在する。しかし、ここでいうところの「記憶法」は、もちろんこの「歴史記憶法」のことではなく、また、これに限定されない。当然、何かを覚える方法 (method) としての「記憶法」ではない。

この「記憶法」という語は、フランス語の「lois mémorielles」⁽⁴⁾として、二〇〇〇年代にフランスにおいて生み出されている。⁽⁵⁾二〇〇八年のアコワイエ委員会の報告書によれば、この「lois mémorielles」という語は、一九九〇年に制定されたゲソ法をはじめとした歴史認識に関係する法令群に対して向けられたもので、二〇〇五年に登場している。⁽⁷⁾つまり、「記憶法」とは、「憲法」や「刑法」のように具体的な法律そのものを指す語ではなく、「行政法」のような関連している法律の総称なのである。

この報告書では、「記憶法」という語の存在どころか、その概念自体がごく最近のものであるとしている。ゆえに、専門的な議論が登場してきたのもまた、最近になってからである。⁽⁸⁾

当初、この「記憶法」という概念は、この報告書に出てくるような「記憶法」に対して反対の立場をもつ者によつて用いられ、強い皮肉のニュアンスを含んでいた。⁽¹⁰⁾しかし、この概念は、現在、中立的なものとなっている。⁽¹¹⁾

なお、前述の報告書において「lois mémorielles」という語がその対象として向けているのは、ゲソ法⁽¹²⁾(一九九〇年)、

アルメニア法⁽¹³⁾(二〇〇一年)、トビラ法⁽¹⁴⁾(二〇〇一年)、メカチエラ法⁽¹⁵⁾(二〇〇五年)である。ゲソ法は、ホロコーストの存在を否認することへの処罰を、アルメニア法は、オスマン帝国下における一九一五年のアルメニア人虐殺をジェノサイドとする認定を、トビラ法は、奴隷制度や奴隷貿易が人道に対する罪であるとの宣言を、そして、メカチエラ法は、アルジェリア戦争におけるフランス側の犠牲者が苦痛と犠牲を伴っていたという認定を規定するものである。

「記憶法」という概念や用語がごく最近のものであるものの、法令と記憶との結びつきそのものは、「記憶法」という語の出現より前から既に存在している。⁽¹⁷⁾「記憶法」という語の嚆矢の地であるフランスでは、上記のもの以外の歴史に関する法令も、一九九〇年以前にすでに存在している。たとえば、「死亡確認証書または死亡確認判決に『強制収容所での死亡』という特記を加えることに関する一九八七年一〇月八日のアレテ⁽¹⁸⁾」がある。このアレテは、特定の人物の死亡状況に関して、「強制収容所での死亡」(mort en déportation)というフランス政府の歴史に対する価値観を反映させるものである。⁽¹⁹⁾また、この法令のもととなったのは、「フランスのための死」(mort pour la France)という概念を加える法令である。⁽²⁰⁾⁽²¹⁾

しかし、これらは、前述のアコワイエ委員会の報告書において、「記憶法」のなかに数えられていない。⁽²²⁾その理由として、前者のアレテについては、この委員会が「記憶の義務」(Le devoir de mémoire)⁽²³⁾というアジェンダに基づいて「記憶法」に関する言及をしていたということがあげられる。⁽²⁴⁾この「記憶の義務」は、「一九九〇年代はじめからフランスにおける公的な議論の中心的なテーマとなっている」ものである。⁽²⁵⁾アコワイエ報告書によれば、「記憶の義務」の達成こそが委員会であげられた「記憶法」の目標であり、かつ、言及された「記憶法」が共通して持っているものである⁽²⁶⁾という。また、後者については、後者の法令が昨今の身近な出来事ではなく、現代人にとって遠い存在であるこ

とが、そうなった考えられうる理由とされている。⁽²⁷⁾

この委員会での「記憶法」に該当するか否かというのは、あくまでこの委員会において対象となる「記憶法」についてのものであるので、アコワイエ報告書によって「記憶法」としてあげられなかった法令が一般化した「記憶法」の概念に該当するか否かは別問題といえるだろう。ここでいうところの、つまり最近の学術用語としての「記憶法」は、「常にセンシティブな扱いを受ける歴史についての官製の解釈を宣言するためにつくられた、現行法令及び法令案を指している」のである。⁽²⁸⁾ この目的に加えて、内容についてより詳細に言えば、「『歴史上の人物、日付、象徴および出来事に関する特定の見解を規定または禁止する』ことに資するもの」と定義される。⁽²⁹⁾ こういった意味においては、いずれも「記憶法」に該当する法令といえるだろう。

(二) 言語間における「記憶法」の意味の差異

次に、言語間における「記憶法」の意味の差異についてである。異なる言語の場合、おおよそ同じものを指す語であつても、わずかばかりニュアンスが異なるという現象は、少なからずある。場合によっては、同じものを指しているようにみえる語であつても、(まったく)異なる意味を持つていること⁽³⁰⁾もありうる。ここでは「記憶法」という語が主として使用されている言語の英語とフランス語から、その差異を比較する。

英語での「記憶法 (memory laws)」は、フランス語での「記憶法 (lois mémorielles)」に相当する語である。⁽³¹⁾ これらも、これらは、あくまで相当するにすぎない。これらの単語はそれぞれ異なった言語であるため、当然ながら、「memory laws」と「lois mémorielles」とでは、その意味が完全に一致していないからである。⁽³²⁾ 英語での「記憶法 (memory

「laws」は、「歴史的な記憶を統制する法令 (laws regulating historical memory)」や「単に記憶に関する法令 (simply laws on memory)」を意味している。⁽³³⁾

これに対してフランス語の「記憶法 (lois mémorielles)」は、「ホロコースト否認主義を処罰する立法、または、特定の出来事を人道に対する罪と認定しつつも、その否認を禁止まではしない立法を指す言葉として」つくられたものである。⁽³⁴⁾ そのため、「memory laws」は、「lois mémorielles」に比べてより広い概念となっている。⁽³⁵⁾

なお、英仏以外の言語における「記憶法」の意味は、「フランス語モデルと英語モデルとの間で揺れ動いている」。⁽³⁶⁾ ただし、「記憶法」という語が用いられる際には、たいてい、「過去に関するあらゆる表現を統制するすべての法令」という意味で、とりわけ、この意味に含まれるホロコースト否認の禁止やこれと同種の法令を指して、この語が用いられている。⁽³⁷⁾

二 「記憶法」の分類

「記憶法」という概念は、分類を目的としてつくられたわけではないゆえに、分類に用いることに完全に適したものであるのではないとされる。⁽³⁸⁾ しかし、「記憶法」という概念が存在する以上、これを理解するためにこの概念は整理され、さまざまな分類が行われている。

(一) 狭義の「記憶法」と広義の「記憶法」

まず、「記憶法」には、狭義の「記憶法」と広義の「記憶法」があると考えられている⁽³⁹⁾。

狭義の「記憶法」は、まさに特定の事象に対して直接的に向けられたものを指す。つまり、特定の歴史に対する「記憶法」である。この狭義の「記憶法」に該当する形態として考えられる法令には、たとえば、特定の歴史の見解を表明することを禁止する法令や特定の歴史の出来事に関係するモニュメントの建造を認める法令などがあげられる。前者は、公的な見解を積極的に表明するもの、後者は、消極的に表明するものであるといえる。

これに対して、広義の「記憶法」は、「公の記憶に影響を及ぼす法令 (laws affecting public memory)」のことであり、これは、「固有かついつそう広範な現象」とされている⁽⁴⁰⁾。この広義の「記憶法」は、記憶にかかわるあらゆる法令を含むものであるため、直接的にだけでなく間接的にも歴史観について言及していない法令も含んでいるのである。たとえば、極右や極左といった思想背景を持つ政党の存在を認めないような法令などが、まさにこれに包含されていると考えられる。

なお、マルク・フランジ (Marc Frangj) は、「ある事実の存在を承認することを目的とし、規範性を持たないもの」を狭義の「記憶の法律」とし、狭義の「記憶の法律」にあるような目的に加えて、「拘束力ある規定をおくことによつて規範的な帰結を引き出すもの」を広義の「記憶の法律」としている⁽⁴¹⁾。要するに、この定義は、昔から存在していた「公の記憶に影響を及ぼす法令」を狭義とし、これに昨今議論の対象となった——ゲソ法のような——「罰則を伴う」法令を含めたものを広義としていると考えられる。

（二）「記憶法」の中核と周辺層^{ハイトコア}

「記憶法」については、その中核と周辺層とに分けて考えることができる。⁴²この分け方によれば、「記憶法」という範疇には、中核とこれを取りまく周辺層とが存在する。そのうち、「記憶法」という範疇の中核は、過去に関する言説を処罰する立法を中心に成しているものである。⁴³これに対して周辺層は、過去に関する言説を処罰するに至らないさまざまな種類の法令があげられる。

例としてあげられている法令の内容には、「歴史的な出来事にオフィシャルな評価を与え、その評価というものに特定の出来事を人道に反する罪として認定することを含んでいる、宣言的な記憶法」、「国家の象徴、祝日、記念日、記念式典に関する法令」、「歴史的な人物や出来事を記念するために都市や通り及び公共機関の名称変更をする法令」、「博物館の創設、モニュメントの建立及びアーカイブの整理に関する法令」、「歴史教育を統制する教育を行うことに関する法令」、「退役軍人に関する立法及び戦死した兵士の記憶に関する立法」、「たとえばパリコミュンやスペイン内戦といったような）特定の歴史的出来事に参加したことへの恩赦を認める法令、または抑圧による犠牲者の名誉を回復する法令及び過去の不法行為に対する補償を行う法令」、「以前の体制の協力者から公共機関を清めることを目指す浄化法」、そして、「特定の象徴、政党及び（歴史的評価を含んだ）イデオロギーを禁止する法令」がある。⁴⁴なお、これらの列挙が「記憶法」の形態のすべてを網羅しているわけではないことは、留意しておかなければならない。⁴⁵

列挙された周辺層とされる「記憶法」にみられるように、「記憶法」は、「歴史的な記憶を統制するということ」とどまっていない。⁴⁶「記憶法」は周辺層になればなるほど、歴史的な記憶の統制から離れていくものであるというところがいえるだろう。逆に、法令が含んでいる「記憶」という要素（memorial component）が明白になればなるほど、よ

り範疇の中心に向かっていくことになるのである。⁽⁴⁷⁾

なお、「記憶法」という概念自体は、この範疇の中核にあたる法令が出現したのちに生み出されたものであるが、周辺層の「記憶法」についていえば、これに分類される法令の種類のひとつが「記憶法」という概念の出現よりはるか以前から存在している。⁽⁴⁸⁾

(三) 罰則の有無からみた「記憶法」の分類

罰則の有無からみた「記憶法」の分類には、「記憶法」を、まず、「非規制的 (non-regulatory)」規範と「規制的 (regulatory)」規範とに二分し、「規制的」規範を「罰則を伴う (punitive)」規範と「罰則を伴わない (non-punitive)」規範とにさらに二分する分類方法がある。⁽⁴⁹⁾

「非規制的」規範は、「反対意見の表明を処罰することなく、単に、過酷な過去に荘厳さを付与するために制定された、純粹に『宣言的な (declaratory)』もの」である。⁽⁵⁰⁾ つまり、「非規制的」規範とは、換言すれば「宣言的」規範なのであり、「厳密な意味における宣言的規範は、罰則を伴わないのみならず、より一般的には、非規制的」なのである。⁽⁵¹⁾

「規制的」規範のうち、「罰則を伴う」規範は、「別様の意見を罰するものであることから、抑圧的なもの」である。⁽⁵²⁾ これに対して、「罰則を伴わない」規範は、「罰則を伴う」規範のように、処罰規定を包含していないものの、「特定の行為をする権限を政府に与える」という特徴がある。⁽⁵³⁾ 「記憶法」を分類する際に「宣言的」規範と「罰則を伴う」規範との二項ではなく、「罰則を伴わない」規範を分類で用いた背景として、この二項だけでは、前述の狭義の「記

「憶法」という概念をとらえきれないからである。⁽⁵⁴⁾つまり、「罰則を伴わない」規範は、「単に宣言的なものである」というよりは、罰則を伴わないものであるというべき法令⁽⁵⁵⁾なのである。この「罰則を伴わない」規範の例としては、記念庭園、記念切手あるいは国民の祝日を定める法令などがあげられる。⁽⁵⁶⁾

「罰則を伴わない」規範は、直接的にその歴史的な出来事に対して見解を示しているわけではない。しかし、「罰則を伴わない」規範は、記念物や祝日というように、有形無形の何らかの形にすることで、間接的に公的な歴史の見解を示している。こうすることによって、「罰則を伴わない」規範は、人々に対して無意識のうちに、歴史的出来事への公的な評価を印象づけるのである。このことが直接的に見解を表明する「宣言的」規範と異なる点である。そして、表明は間接的であるがその内容に関して積極的な影響力を随伴するのが「罰則を伴う」規範なのである。

そうとはいえ、「罰則を伴う」規範も「罰則を伴わない」規範も、それぞれ「罰則を伴って自由を制約する」、あるいは、「罰則を伴わないが一定の国家行為を定めるようなやり方で、行為を行う権限を認める」というかたちで、歴史認識に関してアプローチする手段は異なるものの、「規制的」だという点では一致している。⁽⁵⁷⁾

なお、前述の「記憶法」の定義における、「禁止する (proscribe)」という語と「規定する (prescribe)」という語に着目すると、前者の語は、「罰則を伴う」規範を、後者の語は、「罰則を伴わない」規範と「宣言的」規範の両方を含んで意味するものと解される。⁽⁵⁸⁾

三 「記憶法」にかかわる論争

(一) 罰則の有無と論争

「記憶法」の是非が激しい議論にさらされるのは、「罰則を伴う」法令に限らない。激しい議論の対象には、罰則を伴わない「記憶法」でさえもなりうる。ホロコーストへの加担や大西洋横断奴隷貿易があったことを認知するような善意の「宣言的」法令ですら、「学術的能力が追いつかない領域に介入する政府を過剰に支援すること」で、「歴史研究を不当に歪めることになる、と主張する人は多い」のである。⁵⁹

たとえば、「罰則を伴わない」法令が問題となった例としては、二〇一四年に、「ナチス・ドイツによるハンガリー占領七〇周年追悼記念碑設置」⁶⁰に対する非難が各方面から相次いだことがあげられる。⁶¹ 批判が相次いだのは、「ナチスの」行った残虐行為に向けたものとして記念碑を設置することで、当時のホルティ体制がこれに加担したというハンガリー側の罪を隠蔽しようとして企てているとされたためである。⁶²

なお、問題が生じるのは、こういったセンシティブなものに限らない。「ハイドパークのウエールズ妃ダイアナ記念噴水のように無害にみえるものですら、君主主義的プロパガンダだとの侮蔑を受けることとなる」⁶³のである。

「宣言的」なものが議論の対象となった例としては、オスマン帝国によってアルメニア人大量虐殺がなされたことを認定するドイツ連邦議会の決議がある。⁶⁴ この二〇一六年の決議は、ドイツに対するトルコの強い反発を引き起こしている。⁶⁵

（二）国家体制と「記憶法」との関係

国家が民主主義国家として成熟している場合、「宣言的」または「罰則を伴わない」「記憶法」の存在は、歴史解釈を伴った議論において、国家が中立の立場に立つことを妨げるものでないだろう。しかし、この中立とはあくまで、国家が議論に介入し、特定の見解を発するものを罰することがないという点についてである。つまり、表現行為を規制するにあたっての価値中立にすぎない。国家がこの点での中立的な立場を失うのは、要するに、「罰則を伴う」法令（「記憶法」）を介して、表現規制に価値判断を持ち込む場合である。

けれども、表現規制に価値判断を持ち込むか否かにかかわらず、国家は、立場上、歴史的な見解に対して完全に中立の存在たりえない。国家は、「必然的に、歴史について特定の立場に立つものであり、そうでないことはほとんどありえない」のである。⁶⁶「認可されたすべての小学校の歴史のカリキュラムは、まさに、「特定の歴史解釈にお墨付きを与えるもの」である。⁶⁷我が国についていえば、教科書検定といったものがこれに該当するといえる。そうはいつても、「完全な倫理性または政治的中立性が確保できないことを理由に歴史教育を放棄しようとする現代民主主義国家は、ほとんどない」のである。⁶⁸

なお、非民主主義的または準民主主義的な体制において、歴史に関する独自の公的見解が宣言された場合、その公的歴史的見解は、歴史調査と歴史教育にとっての大きな障害となりうる。⁶⁹

四 「記憶法」の強度

(一) 絶対的な「記憶法」の強度

「記憶法」といえど、ここまであげたように、さまざまなタイプのものがある。個々の「記憶法」を見ていくにあたって、その「記憶法」がどの程度強力であるのかは、第一に、その法令の内容からうかがうことができる。

たとえば、「罰則を伴う」法令であるか否かという点が強度の基準の一つとなりうる。

前述のとおり、「記憶法」は、たとえ「罰則を伴う」ものでなかったとしても、その制定や存在に関して、さまざまな議論の対象にされる可能性がある。そうはいつても、「宣言的」であったり、「罰則を伴わな」かったりする場合、「記憶法」を通じた公的な歴史的見解の表明は、専制制の国などでない限り、通常、公的な見解と相容れない見解の自由な表明を妨げるものでない。これに対して、「罰則を伴う」法令は、特定の歴史的見解の表明などを理由に罰則を科すものである。

それゆえに、表現の自由に関する問題が生じやすいのは、基本的に、この「記憶法」のうち「罰則を伴う」ものに対してである。この場合、「記憶法」は、罰則を通して表現の自由をはじめとする諸権利を制約する。このため、「宣言的」な場合または「罰則を伴わない」場合よりも、「記憶法」としては、「罰則を伴う」場合のほうが単純に実体として強力であるといえる。また、特定の行為をする権限を政府に与えるという点では、「罰則を伴わない」方が「宣言的」なものより強力といえるだろう。加えて、「罰則を伴う」ものであっても、その法令によって、処罰の対象となる行為や処罰内容の強弱といったような差異がある。このことから、処罰対象となる行為の幅が広がったり、処罰

内容がより重かつたりするなど、諸権利をより制約しうる法令の方が、当然ながら強力な「記憶法」ということができるだろう。つまり、前述の定義で扱った「記憶法」の中核に近づけば近づくほど強力な「記憶法」となり、周辺層になればなるほど歴史的な記憶の統制から離れるため、弱い「記憶法」といえる。⁷⁰

とはいえ、どのような規定がどの程度強力であるのかといった明白な強度の数値といったものは存在しないため、強弱を判断するにしても、罰則を伴っているから強いとか、罰則がより厳しいから強いとか、そういった判断にすぎない。このため、明確に数値化できるわけではないが、少なくとも法令の実体のみで判断するということから、これを、絶対的な「記憶法」の強度とすることができよう。つまり、「記憶法」の絶対的な強度については、その法令の内容で判断することができる。通常、「記憶法」の法令としての強度が論じられる場合には、この絶対的な強度に基づいて語られているように思われる。たとえば、ここでいう絶対的な「記憶法」の強度という点から見た場合、欧州におけるホロコースト否認立法は、一般的に、強いものであるといえる。

（二） 相対的な「記憶法」の強度

「記憶法」の強度は、相対的な面からもみることができると考えられる。相対的な「記憶法」の強度は、「記憶法」が制定された国とその「記憶法」で扱われている歴史的出来事との関係度合と、「記憶法」の実体の強度（絶対的な「記憶法」の強度）との比例または反比例という観点からみることができよう。

この相対的な「記憶法」の強度を判別するにあたって、当該国と出来事との関係性が絶対的な「記憶法」の強度に対して比例的であれば、その「記憶法」は、相対的に弱い「記憶法」ということができる。

ホロコースト否認立法を例にすると以下のようになれる。ホロコーストに何らかの形でかかわっていた国は、当然ながら、何もかかわっていなかった国に比べると関係性は高い。そのなかでも、その現場となった国やそれを起こしたとされる国、地域などは、さらに関係性が高いものであるといえるだろう。それゆえに、こういった国々がホロコーストを否認することを禁止する法令（「記憶法」）を制定することは、相対的に弱い「記憶法」であるといえる。他国より関係性の強い国が他国よりも絶対的に強力な「記憶法」を制定したとしても、この相対的な観点からいけば、そういった法令は、弱い「記憶法」といえるのである。

逆に、ある国が歴史的な出来事とあまりかかわりがないにもかかわらず、「記憶法」が存在している場合、とりわけ、厳しい罰則規定を含むような絶対的に強力な「記憶法」を制定したのであれば、それは相対的に強力な「記憶法」となる。場合によっては、非常に政治的な干渉の様相を持つこともありうるだろう。それゆえに、いくつかの国が絶対的な「記憶法」の強度といった観点からいえば同じくらい強力な「記憶法」を制定した場合であっても、歴史的出来事との関係がある国とあまりない国とでは、相対的な「記憶法」の強度が異なってくるのである。

欧州におけるホロコースト否認立法や旧東側諸国における脱共産主義的な法令は、この相対的な「記憶法」の強度からいえば、それぞれ差はあるものの、相対的に弱いものに分類することができるだろう。

なお、「記憶法」を一切制定していない場合、「記憶法」そのものが存在しないので、絶対的にも相対的にも「記憶法」の強度はゼロということが出来る。この場合、当該国が他国にある「記憶法」のなかで扱われている歴史的な出来事とあまりかかわりを持っていないのであれば、その歴史的な出来事にかかわる「記憶法」を国が制定しないのは、なんらおかしいことではないだろう。意味もなく他国間の歴史問題に踏み込んでも厄介事に巻き込まれるだけである。

これに対して、歴史的な出来事との関係は深いものの、これにかかわる「記憶法」を一切制定していないという場合も考えられる。⁽²⁾ いずれも、「記憶法」が存在していないことで、「記憶法」による表現の自由をはじめとする諸権利への制約が一切なされないため、何らかの「記憶法」が存在する場合より表現の自由に対してより寛容な姿勢であるといえる。

相対的な「記憶法」の強度の観点から見た場合、歴史的な出来事とのかかわりが深いにもかかわらず、それに反比例して、「記憶法」がより「規制的」でないのであれば、単に「規制的」でない場合と比べて、諸権利に対してより寛容であるといえるだろう。加えて、その出来事との関係の深い国が被害を受けたとされる側である場合、諸権利に対して比較的寛容といえるだけでなく、場合によっては相手に対する「赦し」の要素も見出すことができるかもしれない。逆に加害側とされる国がこのようなことを行った場合（つまり、絶対的に弱い「記憶法」しか制定しない場合、または「記憶法」を一切制定していない場合）、非難を受けることもありうるだろう。

つまり、相対的な「記憶法」の強度は、表現の自由などへの制約の強さという絶対的な「記憶法」の強度を示すX軸と、対象となる歴史的な出来事と当該国との関係の深さを示すY軸との組み合わせでイメージすることができる。

（三） 相対的な「記憶法」とディアスポラとの関係

これまでの「記憶法」の整理から、相対的な「記憶法」の強度という観点について考察した。そのうえで、相対的な「記憶法」の強度を考察するには、ここまでで触れた方法だけでは不十分だと思われる。というのは、歴史的な出来事とその国との関係度合をみる際に、ディアスポラをどのように考えるかという問題がある。

ディアスポラとは、国家を失い、各地に離散したことで生じたコミュニティのことを指す。本来、ディアスポラは、ユダヤ人によるものを指していたが、現在では、ユダヤ人によるものに限られていない。⁽⁷²⁾ このディアスポラを、「記憶法」で扱った歴史的出来事と国との関係を見る際に、どのようなとるかで相対的な「記憶法」の強度が異なってくる。なお、同じようなことは、単なる移民のコミュニティなどについても当てはまるだろう。

まず、ディアスポラのある国を、ディアスポラを形成している民族とかかわりのあるできごとに対する関係性があるとみなした場合である。この場合、共通する基準として、以下のことが考えられる。

第一に、ディアスポラの数と規模である。その国のなかにあるディアスポラの規模が大きかったり、数が多かったりする場合、小規模であった場合や全体的な人数が少なかった場合と比べて、ディアスポラを形成している集団と関係するであろう歴史的な出来事との関係度合も高いといってもいいだろう。

第二に、たとえディアスポラが存在していたとしても、ディアスポラの構成民族がディアスポラを抱える国の国民として同化していけばいくほど、関係性が薄れていくこともありうると思われる。というのは、同化していけばいくほど、ディアスポラの一員というよりも、その国の一員となってしまうからである。⁽⁷³⁾ そうなれば、最終的にディアスポラの解消に繋がることもないとはいえない。

第三に、(かかわり方にもよるが)ディアスポラ形成に対象となる歴史的出来事に関係していた場合には、かかわっていない場合に比べて、関係度合がより強くなると考えられる。ディアスポラ形成のきっかけとなった歴史的な出来事なのか、それとも単にディアスポラの構成民族と関係があるというだけの歴史的な出来事なのかでは、その関係度合は異なってくるといえるだろう。

そのうえで、おおよそ二つのパターンが考えられる。

一つ目は、国内にディアスポラは存在するが、国自体は対象となる歴史的出来事との関係が薄い場合である。この場合、国内にディアスポラがなく、対象となる歴史的出来事との関係が同じくらい薄い国と比べると、関係性は同等かそれ以上であるといえる。当然ながら、国そのものが対象となる歴史的出来事との関係が強い場合よりは関係性が薄いということができる。

二つ目は、国内にディアスポラが存在し、さらに国自体も対象となる歴史的出来事との関係が強い場合である。こちらの場合も、同じくらい関係性のある国と比べると、関係性は同等かそれ以上と考えられる。

問題点としては、そこにディアスポラが存在していた場合、その国が特定の歴史的な出来事とあまり関係ないにもかかわらず、否応なしに歴史認識の問題にかかわってしまうおそれがある⁷⁴。そのため、場合によっては厄介な歴史戦に巻き込まれる危険性が高まるのである⁷⁵。

次に、ディアスポラのある国を、ディアスポラを形成している民族とかかわりのある出来事に対する関係性がないとみなした場合である。この場合、単純に対象となる歴史的出来事とその国との関係性のみでとらえることができる。このため、相対的な「記憶法」の強度の判断は、前述のものよりもシンプルに行うことが可能である。

問題点としては、国とその国に含まれるディアスポラ構成民族とかかわりのある歴史的出来事との関係性を一切認めないことで、ディアスポラ形成にその歴史的出来事がかかわっていた場合さえも考慮に入れないことになってしまう。こうなってしまうと、一切考慮に入れないのは、少しばかり極端であるようにも思われる。

それゆえに、相対的な「記憶法」の強度を分析する際のディアスポラのとらえ方としては、前述の二つの折衷的な

ものがよいのではないだろうか。つまり、国と対象となる歴史的出来事との関係性を考える際には、ディアスポラ形成に対象となる歴史的出来事がかかわっている場合、国と歴史的な出来事との関係性をみるにあたってディアスポラを考慮に入れ、そうでない単に構成民族そのものと関係があるに過ぎない歴史的出来事の場合、考慮に入れない、または少しばかり考慮する、とするのである。こうすることで、ディアスポラの存在する国が単に歴史認識問題に巻き込まれただけなのか、あるいは関係のある問題なのかを判別し易くなり、相対的な「記憶法」の強度を分析するのに資するのではないだろうか。

むすびにかえて

歴史と政治とが不可分であることから、⁷⁶ 政治を通して生み出される法律もまた、歴史と関わり合いを持つことを避けることができない。歴史というものがこの世に存在し、人間によってその存在が認識されている以上、人間によって作りだされる法律が歴史と何かしらの関係を持つことになるというのは、なんら不自然なことではないだろう。「人間社会が存在する限り、法律は、本質的に過去の出来事に関する公式見解を映し出す」⁷⁷のである。これが歴史認識の法律化などといったかたちで現れるのである。このなかには、本稿で扱ったように表現の自由を制約するような「記憶法」も含まれる。

本稿では、「記憶法」の概要を複数の角度からまとめたいので、絶対的と相対的の二つの観点から「記憶法」の強度を分析した。「記憶法」の分類に関しては、どのように「記憶法」を分類するかということについていえば、分類

のところで論じたように、さまざまである。そうはいつても、いずれの分類も罰則の存在に程度の差こそあれ、着目していることがうかがえる。本稿において「記憶法」の強度を分析するにあたって、罰則の存在を重要な基準として用いている。

また、本稿で行った「記憶法」の強度の分析では、絶対的な強度と相対的な強度という観点に加えて、ディアスポラをどのように扱うかについて論じた。単に法令による諸権利の制約の強度だけをみるのであれば、絶対的な強度のみをみればことたりるだろう。しかし、「記憶法」は、単純に諸権利を制約するものでなく、歴史という要素を不可欠としている。結局のところ、「記憶法」は、歴史を前提にして存在しているのである。このため、「記憶法」にかかわる歴史と国との関係をみずに絶対的な強度の観点からのみで、諸権利に対する強い制約であるにとらえてしまうのは、一面的には正しいが、背景を鑑みない不十分なものともいえる。

「記憶法」には、表現の自由などを制約するものがあるが、他の法令と同様に、表現の自由が制約されることが必ずしもその法令の不適正さに繋がるわけではない。各国の憲法によって保障されているであろう表現の自由またはそれに類するものを保障する規定などに照らし合わせて考える必要がある。

しかし、仮に「記憶法」で語られている歴史的事実が「真実」でなかった場合、これに加えて、それにかかわる特定の歴史的な見解に対する罰則が規定されている場合、憲法上、基本権保障に反していないといっても果たしてこのような「記憶法」は適正であるといえるのであろうか。「記憶法」が「記憶法」として適正であるためには、他の法律に求められる適正さだけでなく、前提となる歴史のしつかりとした分析が不可欠であろう。そのうえで、法律そのものとしての適正はもちろん、「記憶法」の内容を議論することが適切だと考えられる。

現在、我が国において、「記憶法」のうち「罰則を伴う」ものは存在しない。ただ、「記憶法」自体は普遍的なものであるため、「罰則を伴わない」ものは存在する。しかしながら、歴史認識に関しては、さまざまな議論が存在することから、今後、我が国においても「罰則を伴う」法令の制定に向けた議論が高まる可能性を完全に否定することはできない。また、我が国に關係する「記憶法」は、諸外国において少なからずみうけられる。そのため、「記憶法」の問題というのは、我が国にとって無關係ととらえてよいものではない。

今後は、地域ごとの特色や「記憶法」よる表現の自由の制約の許容範囲などといった点から、この「記憶法」についてさらに研究を進めていきたい。

(1) 野口健格「スペインにおける「歴史記憶文書センター」と「歴史記憶回復協会」の現状と課題——歴史の記憶へのアクセスは憲法上の保護の対象となるか?——」中央学院大学『法学論叢』第三〇巻一号(平成二八年)五三頁。

(2) 「歴史」と「記憶」との關係については、大嶋えり子「記憶の承認を考える——フランスにおけるアルジェリア関連の記憶を中心に——」早稲田大学大学院政治学研究所『早稲田政治公法研究』第一〇六号(平成二六年)九頁以下が詳しい。

なお、「記憶は集団間の闘争やある集団による権力に対する要請の中心になり得る」ため、「記憶をめぐる論争は、過去をめぐるものでありながら現代的な論争である」(大嶋・前掲註(2)九頁)。

(3) 「歴史記憶法」はあくまで通称である。黒田清彦「スペイン「歴史の記憶に関する法律」2007年12月26日法律第52号」『南山法学』第三二巻第一号(平成二〇年)一五一頁以下では、正式名称を「市民戦争および独裁の間に迫害または侵害を受けた者の権利を承認して拡大し救済手段を設けるための二〇〇七年一月二六日法律第五二号(LFY 52/2007, de 26 de diciembre, por la que se reconocen y amplían derechos y se establecen medidas en favor de quienes padecieron persecución o violencia durante la guerra civil y la dictadura)」と訳している。加藤伸吾「スペイン「歴史記憶法」の成立過程」(2004

（2008年）』『外務省調査月報』二〇〇八年度第四号（平成二〇年）一頁以下では、正式名称を「内戦及び独裁の間迫害あるいは暴力に苦しんだ人々のため、権利を認知及び拡張し措置を定める法律」、通称を「歴史記憶法」としており、また、遠藤美純「スペイン「歴史的記憶法」とカタルーニャ」創価大学社会学会『ソシオロジカ』第三五卷第一・二号（平成二三年）一〇五頁以下では、正式名称を「内戦および独裁期に迫害あるいは暴力を受けた人々のため、権利を承認し拡大し措置を定める法律」、通称を「歴史的記憶法」と訳している。

(4) 曾我部真裕「フランスにおける表現の自由の現在——「記憶の法律」をめぐる最近の状況を題材に」京都大学『憲法問題』第二五卷（平成二六年）七五頁以下では、「lois mémorielles」を「記憶の法律」と訳している。本稿では、「lois mémorielles」も「memory laws」同様「記憶法」と訳して用いる。

(5) Kopusov, Nikolay, *MEMORY LAWS, MEMORY WARS* (Cambridge University Press, 2018), p. 1.

(6) アコワイエ委員会とは、記憶法の適法性を調査するために設置されたフランス議会の特別委員会のことである (*Ibid.*, p. 3.)。

(7) *Rapport d'information fait au nom de la mission d'information sur les questions mémorielles*, n° 1262, enregistré à la Présidence de l'Assemblée nationale le 18 novembre 2008, p. 11.

(8) Heinze, Eric, "Beyond 'memory laws': Towards a general theory of law and historical discourse," in Antonina Bakardjeva Engelbrekt and Joakim Nergelius (eds.), *Law and Memory: Addressing Historical Injustice by Law* (Cambridge University Press, 2016), p. 6.

(9) こういふ反対者には、ルネ・レモン (René Rémond) やピエール・ノラ (Pierre Nora) といった高名な歴史家や、小説家のフランソワーズ・シャンデルナゴル (Françoise Chandernagor) などがある (Kopusov, *op. cit.*, p. 1.)。

(10) *Ibid.*

二〇〇五年の引揚者援護法（メカチェラ法）をきっかけとした歴史認識問題に対する新たな問題提起として、「歴史の自由アピール」がリベラシオン紙に出されている。このアピールでは、思想家が裁判に巻き込まれていることが憂慮され、「自由

な国において、歴史的真理を確定する権利を持つているのは議会や司法権ではない」として、「メカチェラ法を含む四つの『歴史の記憶』関連の法律」の廃止が要求されている。「歴史の自由アピール」については、丸岡高弘「戦争の記憶と記憶の戦争―フランスにおける植民地主義の評価をめぐる論争―」南山大学『ヨーロッパ研究センター報』第一三三号（平成一九年）八七―八八頁による。

(11) Kaposov, *op. cit.*, p. 1.

(12) 正式な法律名は、「『人種差別、反ユダヤ主義その他の排外主義的行為を抑圧するための一九九〇年七月一三日法』…九〇―六一五号法 (Loi no 90-615 du 13 juillet 1990 tendant à réprimer tout acte raciste, antisémite ou xénophobe)」である。

ゲソ法は、「民族・人種・国民・宗教にもとづくあらゆる差別を禁止することを主眼とした法律」である。ゲソ法の九条は、一八八一年の出版自由法を改正する条項を含んでいる。そしてこれは、八〇年代に「歴史学の常識に反してナチスによるユダヤ人虐殺の存在自体を否定する見解が頻繁に繰り返されて」きたことに対処するために、一九四五年の「ロンドン協定で定義された人道に反する罪で有罪になった組織のメンバーその他がおこなった罪を否定する見解をなんらかの手段により公表した場合」に処罰する規定を含んでいる。ゲソ法の正式名称の訳及び概要については、丸岡・前掲註(10)八八―八九頁による。

ゲソ法をはじめとしたフランスにおける「記憶法」の分析には、ほかにも曾我部・前掲註(4)七五―八六頁や松沼美穂「植民地支配の過去と歴史・記憶・法 近年のフランスでの論争から」東京大学大学院総合文化研究科・教養学部ドイツ・ヨーロッパ研究センター『ヨーロッパ研究』(平成一九年)一一九―一二四頁などがある。

(13) 正式な法律名は、「『一九一五年のアルメニアにおけるジェノサイドを確認する二〇〇一年一月二九日法』…二〇〇一―七〇号法 (Loi n° 2001-70 du 29 janvier 2001 relative à la reconnaissance du génocide arménien de 1915)」である。正式名称の訳については、丸岡・前掲註(10)八八頁による。

(14) 正式な法律名は、「『奴隷売買と奴隷制度を人道に反する罪と認める二〇〇一年五月二二日法』…二〇〇一―四三四号法 (Loi n° 2001-434 du 21 mai 2001 tendant à la reconnaissance de la traite et de l'esclavage en tant que crime contre l'humanité)」である。正式名称の訳については、丸岡・前掲註(10)八八頁による。

- (15) 正式な法律名は、『フランス人引揚者に対する国家の感謝表明と交付金支給に関する二〇〇五年二月二三日の法律』：二〇〇五—一五八号法 (Loi n° 2005-158 du 23 février 2005 portant reconnaissance de la Nation et contribution nationale en faveur des Français rapatriés) である。正式名称の訳については、丸岡・前掲註(10)八〇頁を参照した。
- (16) Kopusov, *op. cit.*, p. 3.
- (17) Heinze, *op. cit.*, p. 6.
- (18) Arrêté du 8 octobre 1987 relatif à l'apposition de la mention «mort en déportation» sur les actes ou jugements déclaratifs de décès (*J.O.R.F.*, 14 nov. 1987, p. 13295).
- (19) このアレテは、一九八七年一〇月八日付の、退役軍人大臣補佐によるアレテによって、以下の死亡確認証書または死亡確認判決に『強制収容所での死亡』という特記を加えることを決定した」とし、この文言に次いで、対象者の氏名、出生地、出生年月日、没地、没年月日について言及している。
- (20) Loi du 2 juillet 1915.
- (21) Kopusov, *op. cit.*, p. 4.
 本文にあるような特記 (mention) には、ほかに、「二〇一一—一四三二号法 (La loi n° 2012-1432 du 21 décembre 2012) 一二条による「国民役務のための死」という特記がある (Secrétariat Général pour l'Administration, *Les mentions, mise à jour* : 28 octobre 2018 (<https://www.defense.gouv.fr/sga/le-sga-a-votre-service/monde-combattant/les-mentions/les-mentions>) [Online Available: 2019/3/14])。
- (22) Kopusov, *op. cit.*, p. 4.
- (23) 大嶋えり子博士は、「記憶する義務」という訳を用いている (大嶋・前掲註(2)一三頁、大嶋えり子「フランスによるアルジェリアに関連する記憶の承認——国立移民歴史館の事例を中心に——」日本政治学会『年報政治学』第六五巻第一号 (平成二六年) 二九八頁)。
- なお、フランスにおいて、「ユダヤ人虐殺に関する記憶の義務はほとんど市民的な義務」となっている (丸岡・前掲註(10)

九〇頁)。

- (24) Korosov, *op. cit.*, p. 4.
- (25) *Ibid.*
- (26) *Ibid.*
- (27) *Ibid.*, pp. 4-5.
- (28) Heinze, *op. cit.*, p. 6.
- (29) *Ibid.*, p. 7.
- (30) じつじつたじつを指す語として「翻訳者の偽りの友人 (Ложные друзья переводчика)」というものがある。この概念は「Les faux amis du traducteur」として、ケスラー (Maxime Koessler) とデロキニー (Jules Derocquigny) によって一九二八年にはじめて用いられたものである (Грипкина Е. Н. «Ложные друзья переводчика» как один из аспектов лексических трансформаций // Актуальные вопросы филологической науки XXI века : сборник статей по материалам III Всероссийской научной конференции молодых ученых с международным участием (8 февраля 2013 г.). Ч. 1. / Екатеринбург : УрФУ, 2013. С. 364-365)。人は、いずれかの言語に関する知識を持っている場合、別の言語に非常によく似た単語が出てくると、(加えて、語派などが同じであれば特に) 辞書を引かずとも、知っている言語と同じ意味の訳語を当ててしまいたくなるのが少なくない。しかし、そうした際に、意味が言語間で異なっている場合、誤訳が生じる。このようなことが生じうることから、「偽りの友人」といわれるのである。たとえば、カタカナで表記すると「ビリオン」に相当する語として、英語では「billion」、ドイツ語では「Billion」という単語があるが、これらの意味をそれぞれ日本語にすると、(現在使用されている主たる意味では) 前者は「一〇億」、後者は「一兆」であり、数の単位として異なっている。また、ロシア語の「уродливый」^{ウロドリヴィイ}とウクライナ語の「вродливий」^{ウロドリュウイイ}に至っては、それぞれ露語「醜い」と宇語「美しい」といった体で全く反対の意味になっている。
- (31) Heinze, *op. cit.*, p. 6.

- (32) Kopusov, *op. cit.*, p. 2.
- (33) *Ibid.*
- (34) *Ibid.*, p. 1.
- (35) *Ibid.*, p. 2.
- (36) *Ibid.*
- (37) *Ibid.*
- (38) *Ibid.*, p. 1.
- (39) Heinze, *op. cit.*, p. 6.
- (40) *Ibid.*
- (41) 曾我部・前掲註(4)七六頁参照。
- (42) Kopusov, *op. cit.*, p. 6.
- (43) *Ibid.*
- (44) *Ibid.*
- (45) *Ibid.*
- (46) *Ibid.*
- (47) *Ibid.*
- (48) *Ibid.*
- (49) Heinze, *op. cit.*, pp. 6-7.
- (50) *Ibid.*, p. 6.
- (51) *Ibid.*, p. 7.
- (52) *Ibid.*, p. 6.

- (53) *Ibid.*
- (54) *Ibid.*
- (55) *Ibid.*
- (56) *Ibid.*
- (57) *Ibid.*, p. 7.
- (58) *Ibid.*

ただ、ここでの分類において、特定の歴史的評価に基づいて金銭的な補償などを行う「記憶法」の場合、いずれの規範に該当するかというのがはっきりしない。あくまで補償などは歴史的評価に付随するものといえるので、このことからいえば、この類の「記憶法」は、「宣言的」規範に付随して補償などがあるものと考えられる。たとえば、スペインの「歴史記憶法」一〇条などがあげられる（黒田・前掲註(3)一六〇頁参照）。

- (59) Heinze, *op. cit.*, p. 8.

(60) この記念碑設置は、二〇一三年二月三十一日の官報において、ハンガリー政府によってその旨が発表された。このなかでハンガリー政府は、二〇一四年三月一九日にブタペスト第五区の自由広場に記念碑を設置することを「社会政治的に重要な目標」としたのである。この日は、ドイツによって第二次大戦中にハンガリーが占領されてから七〇年の節目にあたる。そして、これを受けたブタペスト市第五区議会は、記念碑設置を賛成多数で承認したのである。なお、ロガン第五区長は、この記念碑について、「ナチス・ドイツの占領を手助けした者を讃えるものではなく」「ハンガリーの主権が停止したこと」及び「数十万人のホロコースト犠牲者を追悼するものである」ことを説明した。以上の設置の概要については、在ハンガリー日本大使館『政治経済月報（二月号）』（平成二六年）六―七頁による。

また、オルバーン首相は、記念碑について、ユダヤ系米国議会議員らへの返事で以下の旨を説明している。首相は、この返事において、この記念碑が、①ホロコーストに関する記念碑や記念館がすでに別途存在していることもあわせて、ホロコースト記念碑でないこと、②自由を奪われた痛みに対して戦う人々を示していること、そして③主権の喪失が国民の生命や国家全

体に甚大な被害をもたらしたことを想起させるものであること」を述べている。(Orbán, Viktor, “Letter to Congressmen” (4. June 2014), Budapest : <http://accessibility.government.hu/download/0/6a/41000/Letter%20to%20Congressmen.pdf>, accessed 2017-11-30)。

(61) Heinze, *op. cit.*, p. 6.

非難や抗議は、ハンガリーのユダヤ人団体である「ハンガリー・ユダヤ教連盟 (Mazshisz)」や左派政党である社会党や「共に二〇一四年」、ホロコースト研究家、海外有識者、在ハンガリー・ドイツ大使館などからあった(在ハンガリー日本大使館、前掲『政治経済月報 (二月号)』七―八頁参照)。これらの結果、当初計画していた日の記念碑設置は流れた(在ハンガリー日本大使館『政治経済月報 (二月号)』(平成二六年)九頁参照)。また、在ハンガリー米国大使館からは、ホロコーストに対する正当な評価を求める声明が出されている(在ハンガリー日本大使館『政治経済月報 (四月号)』(平成二六年)一一頁参照)。結果として、記念碑の完成は七月になり、予定していた除幕式典は中止された(在ハンガリー日本大使館『政治経済月報 (七月号)』(平成二六年)六―七頁参照)。また、記念碑反対のデモでは、「歴史の捏造と幸福の侵害」への反対が標榜された(在ハンガリー日本大使館、前掲『政治経済月報 (四月号)』一〇頁参照)。

(62) Heinze, *op. cit.*, pp. 6-7.

(63) *Ibid.*, p. 7.

(64) Vgl. Deutscher Bundestag, Drucksache 18/8613, S. 1ff.

(65) Heinze, *op. cit.*, p. 8.

(66) *Ibid.*

国家の持つ歴史観というのは、遺産といったような文化財からもうかがうことができる。なぜなら、そこに残された文化財は、ありのままの「過去」が残るのではなく、国家によってその国の歴史観に基づいて取捨選択されるため、「遺産を保全すべき」という意識・観念」は、当該国における支配的な歴史観の支えによるものだからである(四方田雅史「両義的遺産」としての共産主義遺産―チェコ・ポーランドにおけるスターリン様式建築を中心に―」静岡文化芸術大学『研究紀要』第一五巻

(平成二六年) 四五頁参照)。

(67) Heinze, *op. cit.*, p. 8.

(68) *Ibid.*

教科書は、その国の歴史の見解が大きく反映されるので、他の国家との関係に関して、完全中立な歴史となりえないのである。なお、日教組のドンと言われた輿石東がかつて発言したような教育の政治的非中立性(「産経抄」『産経新聞』平成二九年三月四日、第一頁)とは意味するところが異なるといえるだろう。

(69) Heinze, *op. cit.*, p. 8.

たとえば、中国では、共産党政権を維持するために、共産党中央宣伝部によって、報道や教科書だけでなく、書籍や映画に至るまですべての「公的な言論」を管理していることから、マスメディアは、政府の意見や主張を代弁することになる(猪狩典子「庄司昌彦「中国の情報通信における「強い政府」と「奔放な社会・市場」」国際大学グローバル・コミュニケーション・センター『智場』第一一三号(平成二二年)五二頁参照)。また、インターネット上にある情報へのアクセスも同様に制約されるため、天安門事件といった「中国政府にとってセンシティブな情報を含むサイト」は、制約の対象になるのである(市川類「インターネットとセキュリティに係る米国・中国間の通商・外交動向」情報処理推進機構『ニューヨークだより』二〇〇九年三月(平成二二年)一四頁参照)。言論統制を脅かすインターネットに対して中国政府が投入した「通信の接続規制や遮断を行う巨大検閲システム」である「金盾(Great Firewall)」の存在は、日本においても知る人が少なくないだろう(猪狩「庄司・前掲註(69)五三頁参照)。なお、中国においては、二〇一七年に「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」が施行されている。これについて詳しくは、山本賢二「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」日本大学法学部新聞学研究所『ジャーナリズム&メディア』第一一号(平成三〇年)一六一頁以下参照。

(70) Kaposov, *op. cit.*, p. 6.

(71) ただ、逆に一切「記憶法」を制定しないことによっても、効力を発揮することがある。「法的な力は、現存する法律を通じてだけでなく、法律が存在しないことによってもまた、働くのであり、「表向きは中立を装う、すなわち表面的には静観

を維持することによって」「本質的に倫理的な立場に立つことを避けるのは、学校や公的機関にとって力となる」のである（Heinze, *op. cit.*, p. 10.）。

(72) 早尾貴紀「ユダヤ・ディアスポラとイスラエル国家、そして難民的存在としてのパレスチナ人」大阪経済法科大学『アジア太平洋研究センター年報』第一号（平成一五年）三頁以下参照。

ユダヤ系ディアスポラの歴史については、井口泰「ユダヤ系ディアスポラとイスラエルの経済発展——「スタートアップ・ネーション」の移民政策」移民政策学会『移民政策研究』第六号（明石書店、平成二六年）九六頁以下が参考になる。

(73) 『「適応」が新旧の文化が混ざり合って融合する追加的なプロセスであり、自文化の拒絶・取替え、民族的アイデンティティの喪失を必要としないのに対し、『同化』は民族的グループやマイノリティー個人が文化的に吸収・併合され、民族性の過剰補償・犠牲を伴うものである」からである（森田京子「アイデンティティ・ポリティクスとサイババル戦略」日本質的心理学会『質的心理学研究』第三号（平成一六年）二四頁）。

また、ディアスポラのように文化的な境界が引かれることで、「教育、メディア、小説、記念館、見物などのようなさまざまな慣行において現れ、物語を通じて人びとの共通の経験、歴史的記憶に関する意識を与えることによって、社会的慣行や言説のなかで構築される」ため（金成玖「流動する「境界」——60—80年代における日韓のメディア空間と文化越境に関する考察——」東京大学大学院情報学環『情報学研究』第八二号（平成二四年）四頁）、その他の国民と同化することで、文化的境界が薄れ、「歴史的記憶に関する意識」も薄れてくるのである。

(74) たとえば一例として、歴史問題に絡んで、「祖国に存在感を誇示しようとしている」「韓国系移民者の『遠距離ナショナルリズム』と、それに連動する韓国政府による『ディアスポラ関与政策』」がアメリカで行われていることなどがあげられる（春木育美「バージニア州の韓国系移民者による「東海」併記運動のプロセスと背景」移民政策学会『移民政策研究』第七号（明石書店、平成二七年）一七九頁）。

(75) 「ディアスポラ意識に基づき、出自社会の文化を、同胞およびホスト社会の人びとに広めるべく活動するプロフェッションナルもしくはボランティア」を指す概念として、「ディアスポラ・エージェント」というものがある（白水繁彦「ディアスポ

ラ・エージェンツ研究——オーストラリアにおけるブラジル映画祭主催者の事例——」駒澤大学グローバル・メディア・スタ
ディーズ学部『Journal of Global Media Studies』第一九号（平成二八年）七一頁以下）。

(76) 政治は、記憶に干渉することで管理しようとするものであり、政治と歴史は、無関係でいることができないのである（丸
岡・前掲註(10)九七頁参照）。

(77) Heinze, *op. cit.*, p. 24.

